2025年度三年劇舞台監督会議規制 文責: 三舞会

この規制は2025年度学校祭で三年劇を行うHRに適用される。

文常規制、厚常規制及び文化祭実行部門の規制を遵守する事を前提としている。確認すること。

引き続き、感染症・熱中症対策を行い、安心・安全な運営を行う。

発表編

- ・発表時間は90分以内とする。ただし、原則30分に最低1回、発表中にすべての窓、出入り口を開け、換気を行う。
- ・観客、来場者との接触や会話を伴う演出は禁止する。
- ・飲食物を使用する演出は禁止する。

練習編

注意事項

・練習できる時間帯…朝 7:45~8:15(ただし、声出しを含む大きな音の出る練習は8:00~) 昼休み

業後 授業終了~16:45

- ※議員総会、職員会議、PTA総会などが開かれている間は、迷惑になり得る行為は控える。
- ・劇の練習で使用する場所は汚さないようにする。

感染症·熱中症対策

- ・練習場所の換気をする。
- ・水分補給を徹底する。

禁止事項

- ・授業時間中の練習。ただし、LT中は他学年の迷惑にならない程度でのみ許可する。
- ・校外での発声練習などの迷惑となる行為。
- ・中庭やピロティなどでの部活動や有志団体の活動を妨害する行為。苦情があった場合、三舞会の判断で迷惑をかけたHRがその場所を利用することを禁止する場合がある。
- ・三舞会を介さない部活動や有志団体への直接交渉。

著作権編

- (I)SNSについて
- HR発表の宣伝等にSNSを用いることは、著作権が切れている又は著作者の許可を得ている場合に限る。
- これに該当しない場合のSNSアカウントの制作・運用は一切禁止する。

またSNSを利用する際は以下のことに注意する。

- ・個人情報の管理に徹底し、常識の範囲内で利用すること。
- ・金銭を用いたSNSでの宣伝行為は禁止する。
- ・投稿に関して、上記の内容に沿ったものであるとしても、必要に応じで三舞会から削除を求める場合がある。
- ·YouTubeに投稿する際は不特定多数の人が見れない状態にすること。(限定公開を利用すること。)
- ②ポスター、看板について
- 文常規制に則り<ポスター、看板>の制作を認める。
- 全ての広報物は三舞会長の許可を得ない限り、文常に申請することは出来ない。
- ③クラスTシャツ、パンフレット、うちわについて

著作権が失効していない劇を行うHRに関してはその著作物と分かるもの(題名、キャラクター名、特徴的な柄など)を掲載したものは禁止とする。

しかし、著作権が失効している劇、著作権が執行していなくとも著作者に許可を得ているHRについてはこの限りでは

無い。

また、業者への発注前に必ず三舞会長の許可を得ること。

4 垂れ幕について

基本的にクラスTシャツ、パンフレット、うちわと同様であるが、文常の指示に従うこと

⑤台本について

台本を改変することを認める。

製作編

注意事項

- ・大道具は、発表当日までに搬入できること、安全であること、会場を汚さないことを最優先して製作する。
- ・教室、ピロティにて可能な作業内容は、文常規制および厚常規制に準ずる。
- ・釘などをピロティで使用する場合は取り扱いに注意し、後始末を徹底する。
- ・工具は各自で用意し、取り扱いに注意する。
- ・ピロティに保管してある演劇部等の所有物に勝手に触れないよう注意する。
- ・中庭を横断して大道具などを運ぶ時は、ファイヤートーチ部の活動に注意する。
- ・大道具の製作後は、木屑・釘・工具などを各HRで責任を持って片付ける。片付けがしっかりと出来ていない場合は、注意→警告→ピロティ使用禁止の処置をとる。
- ・保管についてはピロティ及び金網倉庫に保管場所を設け、そこについてのみ保管を許可する。ただし保管場所からは み出して通行の邪魔になっている場合、警告の後、三舞会の判断で撤去する。
- ・感染症・熱中症対策については、練習編に準ずる。

禁止事項

- ・共有する大道具(共有パネルや平台など)への汚損、許可のない改造、着色、釘打ち
- ・学実など他団体から工具を借りること。

官伝編

注意事項

- ・文常規制に則り<ポスター、看板、横断幕、パンフレット(うちわ含む)>の作成を認める。
- ・文常規制に従って全ての広報物を文常に申請し、適切に宣伝を行うこと。
- ・宣伝行為が可能なのは、以下の日時のみである。

舞台発表での各HRの宣伝時間

文化祭当日

これ以外の日時、行事において宣伝行為を行った場合、文化祭当日の宣伝の制限、ポスター類の撤去などの措置をとる。

なお、クラスTシャツを着ること自体に関しては、宣伝行為とはみなさない。

·SNS等を使用した宣伝について

アカウントは舞台監督責任で管理する。詳しくは上記。

・宣伝はモラルを持って行うこと。

禁止事項

- ・ビラの作成、配布。
- ・HR回覧による宣伝行為。
- ・その他迷惑となる宣伝行為。(練習場所に看板を立てるなど)
- ・文化祭当日の発表中のHR、団体近くでの過度な宣伝行為。

音響、照明、電気機器編

※本項の対象となるのは、「学校祭実行委員会機材管理部門」または「三舞会機材」が所有する機材である。個人所有の機材等を持ち込んだ場合は、全ての責任は個人に帰属し、三舞会はその責任を一切負わない。

注意事項

- ・貸出中の生徒会機材がHR(個人)の過失により破損・紛失した場合、責任の所在を明確にした上で、機材管理部門の具体案に準じて賠償請求等適切な処置をとる。
- ・照明機材を学実機材管理部門から借りられるのは、機材講習とリハーサル、本番のみである。
- ・音響、照明の配線は、三舞会、学実機材管理部門で定める配線図に従うこと。
- ・機材講習と三舞会の定めるリハーサル、本番以外で生徒会所有機材を借りることは原則禁止とするが、やむを得ず借りなくてはならない場合は、三舞会機材を通した上で学校祭実行委員会機材管理部門長に依頼し、許可及び適切な説明などを受ける。
- ・機材を使えるのは三舞会と機材実が決めたリハ・本番(許可があれば練習期間も)のみ。(ただし機材実や三舞会機材などが一人以上監督につかなければならない。)

禁止事項

- ・各HRの勝手な判断による、照明の組み替え、持ち込み、持ち出し。
- ・大規模な機材を業者から借用すること。(莫大な費用がかかる上、準備に時間がかかるため)
- ・会場内のコンセントを無断で使用すること。
- ・その他電気機器の使用。(電池製品はかまわない)どうしても使用したい場合、当該HR責任者と三舞会機材、機材管理部門と相談して判断する。ただし電気容量の関係上、不可能な可能性が高い。
- ・機材講習を受けたことのない人が機材の配線・操作を行うこと
- ·HRと機材実が個人間で依頼等のやりとりを行うこと(必ず三舞会、学実機材長が同席)

リハーサル編

ここでのリハーサルとは、三舞会の定める夏休み中、一週間前、直前の3つのリハーサルをさす。その他各HRが独自に行うリハーサル、通し練習等についての規制は練習編を参照すること。

注意事項

- ・リハーサル間の大道具等の搬出入については、前後のHR間で連携をとり、タイムテーブルを提出し、三舞会で審査、 調整する。
- ・予定時間を過ぎた場合、5分経過した時点で強制終了とする。
- ・舞台監督は会場で立ち会い、これらの規制が守られているか確認する。
- ・メイク時は使用する水道、洗面台を汚さないようにし、ゴミは各自で処分する。

感染症·熱中症対策

- ・控室や更衣室にできる限り滞在せず、長時間出番がない場合は観客席や会場の外などで待機する。また、控室、更衣室においても換気を行う。
- ・暗転は可能だが窓、もしくは出入り口を常に開放しておき常時換気が行われるようにする。
- ・30分に一回、数分の換気時間を設ける。
- ・HR交代の時間にはすべての暗幕、窓、出入り口を開放する。

禁止事項

- ・各会場での飲食(ただし蓋つきの飲み物、塩分補給のタブレット類は可)。
- ・会場に設置されている防球ネット、バスケットゴールなどの使用。(安全のため)

発表当日編

注意事項

- ・各発表間の搬出入については、前後のHR間で連携をとり、タイムテーブルを提出し、三舞会で審査、調整する
- ・メイク時は使用する水道、洗面台を汚さないようにし、ゴミは各自で処分する。

・大道具などの保管可能期間は文化祭終了時までとする。

感染症·熱中症対策

- ・会場に出入りする前後には必ず消毒または手洗いを行う。
- ・転換時にはすべての暗幕、窓、出入り口を開け、換気を行う。

禁止事項

- ・明らかに品のない衣装(何も着ないなど)で校内を歩き回ること。
- ・各会場での飲食。
- ・会場に設置されている防球ネット、バスケットゴールなどの使用(安全のため)。

その他

- ・脚本は書記局で印刷する。不都合のある場合はHRの担任の先生に依頼する。
 - (書記局で印刷を行うときは紙を持ち込むこと)
- ・資金面においてあまり負担が大きくなりすぎないよう工夫する。一人あたりの負担は1500円程度までが望ましい。なお、企業などから資金援助を受けることは固く禁止する。
- ・舞台監督は本規制を各HRに周知させる。
- ・本規制の運用権は三舞会長に属する。
- ・本規制は学校祭終了後2週間まで有効とする。